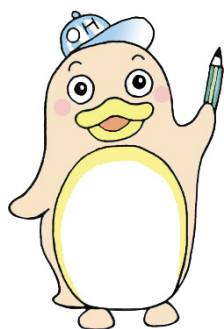


桜美林学園教職員組合加入のお願い

一緒に桜美林学園の未来を作っていきましょう！！

労働組合は、労働条件をめぐる雇用者側との交渉などの活動を行う団体です。労働組合への加入や組合の活動は日本国憲法第28条で認められた労働者の権利です。労働組合の活動なくしては、労働条件や権利を守ることができません。少子化や教育予算の削減など現在の私学をとりまく状況は厳しく、労働環境を守るためには労働組合が必要です。

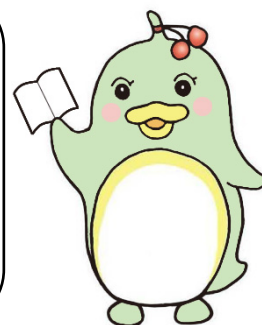
みなさまにご参加いただき、力を合わせて将来の桜美林学園をつくっていきたくと強く思っております。ご加入をよろしくお願いたします。



◆これまでの成果◆

学園が一方向的に導入しようとした次の不利益変更を阻止しました。

- 大学専任教員基準コマ数引き上げ（7コマ問題）
- 大学非常勤教員5年雇い止めの規程



桜美林学園教職員組合は、1973年に結成されました。当時、学園の教職員の給与水準は非常に低く、「これではとても暮らしていけない！」と危機感を持った人たちが集まって自主的に組合を結成し、理事会と粘り強く交渉して、大幅な賃上げを実現しました。私たちは、桜美林学園教職員組合の「原点」は、このときの活動にあると思っています。それはつまり、「自分たちの職場を、自分たちの力で、よりよいものに変えることができる」という確信です。

みなさんは、いま職場でどのような問題を抱えていますか。また、いまの学園のあり方や方向性について、どのように考えていますか。「桜美林学園をよりよくしたい」と願うすべての教職員のみなさんが、組合の活動に関心を持ち、組合に加入してくだされば、とてもうれしく思います。

桜美林学園教職員組合 042-797-8531（内線 2526）

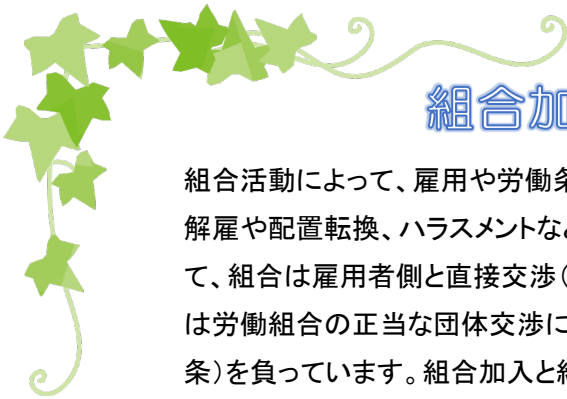
〒194-0294 東京都町田市常盤町 3758 其中館 1F（開室日：月水金）

<https://obirin-union.net/> info@obirin-union.net

桜美林 組合

検索





組合加入のメリット

組合活動によって、雇用や労働条件を守り、向上させることができます。また、不当な解雇や配置転換、ハラスメントなど、職場における雇用者側からの不当な行為に対して、組合は雇用者側と直接交渉(団体交渉→いわゆる「団交」)を行います。雇用者側は労働組合の正当な団体交渉には必ず応じなければならない義務(労働組合法第7条)を負っています。組合加入と組合活動は日本国憲法第28条で「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と認められています。組合は、組合員の権利を守るための、法律に守られた組織なのです。

ほかにも、次のような様々なメリットがあります。

- 職場の問題や悩みを相談することができます。
- 職種や組織を超えて交流することができます。
- 研修や勉強会などの活動に参加できます。
- 組合独自の福利厚生もあります。
- 弁護士による法律相談が無料で受けられます。
- 中央労働金庫のお得なプランを利用できます。
- 組合独自の様々な情報を知ることができます。

組合費はいくらぐらいですか？

Q & A

組合費は何に使われているのです

組合費は基本給の0.8%です。基本給が30万円の人は月額2,000円です。なお、有期雇用の場合は基本的に半額とし、パート職員や中高非常勤講師は月額300円です。詳しくは下の組合費算定表をご覧ください。

組合費は主に組合の運営(事務経費や専従職員の人件費)や諸活動(組合ニュースの発行や会議費など)に使われています。これらの内容は定期大会で会計報告をして、承認を受けます。

組合は特定の政治団体と関係があるのですか？

組合には誰でも入れますか？

桜美林学園の組合は、勤労者としての利益を守るために、教職員が自主的に集まって作った団体です。私たちは、様々な考えや信条の違いを認め合い、みんなが一致・協力できる職場の要求を実現するために活動しています。もちろん、特定の政党や政治団体とは一切関係ありません。

桜美林学園で働く人なら、原則として誰でも入れます。組合に興味を持ったなら、お気軽に近くの組合員に声をかけて下さい。加入を強制することは決してありませんし、退会の自由も100%保証されています。

組合員になると、組合の仕事をいろいろやらなければいけないのでしょうか？

組合員になると不利益になりませんか？

毎年選ばれる執行委員が中心となってその年の組合活動を牽引しますが、もちろん、それぞれの組合員の希望や事情を考慮しないで、組合の仕事を押しつけることはありません。でも、組合の活動をすれば、学内のこともいろいろ分かるし、他の部署の人とも親しくなれるし、楽しいことも多いです。

組合員であることを理由に、不当な配置転換をしたり、差別的な処遇をすることは、明確な「不法行為」であり、雇用者の方が罰せられます。もちろん、組合も全力で組合員を守ります。桜美林学園教職員組合は、そのような「不当労働行為」が起こらないように絶えずチェックしていますし、また理事会側も、組合員だからといって不当な取り扱いをしないことを了承しています。

組合費算定表 (2019年9月～)

基本給 (月額)	パート職員 ・幼中高の 非常勤講師	150000	200000	250000	312500	375000	437500	500000	562500	625000		
		149999	199999	249999	312499	374999	437499	499999	562499	624999		
組合費 (月額)		300	500	1000	1500	2000	2500	3000	3500	4000	4500	5000

※ 但し、任期付きの教職員については、中央執行委員会の決定で半額とできる。

